

第17回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年12月24日(金) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 嵯 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

3番 橋 場 和 幸

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

7番 谷 口 正 明

8番 宮 崎 義 幸

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 渡 部 直 人

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- 日程第 1 総会成立報告
- 日程第 2 開会
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 会務報告
- 日程第 6 議案第 1 号 土地の現況証明願について
- 日程第 7 議案第 2 号 令和 4 年度浜中町農業委員会事業計画の策定について
- 日程第 8 議案第 3 号 令和 4 年度浜中町農業委員会予算の提出について
- 日程第 9 議案第 4 号 浜中町農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第 10 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第17回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

例年よりも暖かい12月ではありましたが、ようやく今の寒さも続き、12月らしい季節になってきました。早いものでコロナで明けた1年もあつという間に過ぎ一時は下火になっていた感染症もまた今月に入り新しいオミクロン株の数が増えはじめ先がみえない状態に入るような気がしてなりません。その中で委員会活動も色々と制限された中での1年間ではありましたが、農業者の皆様方や行政に支障をきたすことなく進めてきたと思っております。ただ、委員各位の研修の場を設けることができないことなど、色々な意味での反省点はありますが、早くこの感染症に打ち勝てることを願うばかりです。

本日の総会には議案4件を提案させていただいておりますので、慎重審議をお願いいたしまして開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、6番山下委員、7番谷口委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第9の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、1件の現況証明願でございますが、

浜農委3-15号の願い出人は円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇、願い出地は円朱別西〇線〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡の内〇、〇〇〇㎡で、〇〇〇〇〇の建設に係る現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、押切委員、篠原委員、百々委員により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては、長島主事より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長島 主事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

調 査 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行いますが、本案については、〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、浜農委3-15号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委3-15号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委3-15号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第7 議案第2号 令和4年度浜中町農業委員会事業計画の策定についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第2号 令和4年度浜中町農業委員会事業計画(案) についてご説明申し上げます。

12月〇〇日に開催した農政部会におきまして、内容について概要を説明、審議いただき、総会へ提案させていただいておりますことを申し添えいたします。

事業計画全体の構成ですが、前段に事業計画、後段に最近の農業・農業委員会をめぐる情勢と課題について記載しております。

それでは事業計画の概要について順にご説明申し上げます。

1 ページ目で「はじめに」では、酪農を取り巻く環境、高齢化・後継者不足などの課題、地域の実情に即した農地利用の最適化、担い手支援などの地域農業の継続的な取り組みについて、令和4年度事業計画を定めると記載しております。次に、2 ページの「I 基本方針」でございますが、ここでは農業委員会の基本的な活動方針ということで、全道170農業委員会活動強化推進運動による4項目をあげております。

1 点目、農地利用の最適化に向けた農地制度の適正かつ円滑な執行

2 点目、優良農地の確保・有効利用と遊休農地の解消・発生防止活動による農地利用の最適化の推進

3 点目、認定農業者・法人等の多様な担い手の確保・育成による農地利用の最適化の推進

4 点目、地域の実情に応じた農業・農村の活性化対策の推進として基本的な活動方針を掲げています。

次に、「II 運動の重点事項」として、5項目掲げております。

1 項目目として、「農地管理と有効利用に向けた機能の発揮」ということで、農地を農地として利用すべきとする責務を踏まえ、農業者等に対する啓発活動や指導について、「農地パトロールの実施」、「農業後継者など担い手の育成・確保の推進」、「情報提供活動の見える化の推進」、「農業者年金の普及啓発と加入促進」、「農地中間管理機構との連携並びに事業推進」などについて記載しております。

次に2項目目として、「農業構造政策の積極的な推進」では、「担い手への利用集積の推進」をはじめとした農地の流動化と後継者対策、新規就農の促進、農地中間管理事業の円滑な推進について記載しております。

次に、3項目目の、「農業振興施策・提言の実践」として、「農地利用等の推進に関する事項について、関係行政機関等に対する意見提出の取り組みや、農業者・関係団体等との話し合い活動の推進」、また、それら団体等との連携・実践活動の展開について記載しております。

4項目目、「情報活動の強化」としては、農業委員会の活動や役割、また、農業情勢に係る情報収集・情報提供について、具体的には、「賃借料情報の提供」、「農業委員会だよりの発行」、「ホームページの更新」、「全国農業新聞の普及拡大」などを記載しております。

4ページ、5項目目でございますが、「活動体制の整備・強化」として、農業委員会活動の必要性と、委員・事務局職員の資質向上の関係について、各委員の地区担当制の徹底と地域活動の推進、研修会の開催、積極的な各種研修会への参加などについて記載しております。

次に6項目目の「農業者年金の加入促進」ですが、例年に引き続き、各委員の活動、声かけ、あるいは浜中町農業協同組合との連携により加入推進に努め、令和4年度についても毎年の単年度目標5名の加入を数値目標として計画しております。

次に、5ページ「Ⅲ執行体制」についてですが、1項目目には、毎月の総会を始めとする諸会議の開催について、2項目目として、法令に基づく所掌業務について、主なものを記載しています。3項目目として、農地等の利用の最適化を含めた農業振興のための不可欠な業務について、6ページの4項目目は農業委員の社会的地位と役割について記載しています。

以上で、事業計画の部分の説明は終わりました、

7ページ「Ⅳ農業と農業委員会をめぐる情勢と課題について」の説明をさせていただきます。

1点目は、「人・農地プランなどの関連施策の見直し」として、5月に示された人・農地プランの法制化をはじめ、農地利用の姿「目標地図」を明確化など関連施策の見直し、「みどりの食料システム」の策定、令和4年度の予算関連の取り組みについて記載しております。

2点目は、「酪農離農状況及び担い手の育成・確保と経営継承等」で、北海道の離農状況と担い手育成課題と支援体制の構築について記載しております。

3点目は、「農地台帳の整備・公表」では、農業委員会業務に欠かすことができない「農地台帳の整備・公表」について記載しております。

次に8ページの、4「農業委員会組織の役割・機能と活動」についてですが、これも昨年度同様です。改正農委法による組織の体系と全国農業会議所が掲げる「農業委員会組織の使命」と「組織の条件」を記載しています。

以上、令和4年度浜中町農業委員会事業計画の内容について、概略を説明させていただきました。以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 令和4年度浜中町農業委員会予算の提出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第3号 令和4年度浜中町農業委員会予算の提出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

まず、令和4年度の予算総額は、歳入で前年度対比〇万〇千円減の〇〇〇万〇千円、歳出で前年度対比〇〇〇万〇千円増の〇,〇〇〇万〇千円でございます。

次に、歳入、歳出それぞれについて説明させていただきます。

まず、歳入14款 使用料及び手数料の現況証明手数料は前年同額の〇万〇千円、16款 道支出金の農業委員会交付金は前年同額、機構集積支援事業補助は〇万〇千円減の〇〇万〇千円、農地利用最適化交付金は〇〇万〇千円減の〇〇〇万〇千円、21款 諸収入の雑入は〇〇万〇千円増の〇〇〇万〇千円でございます。

次に、歳出の説明を事業名ごとにさせていただきます。

5款1項1目、農業委員会費の「農業委員会委員に要する経費」の総額は、先進地視察研修に係る経費の計上により、前年度対比〇〇〇万〇千円増の〇〇〇万〇千円、

次に、「農業委員会事務局に要する経費」の総額は、先進地視察研修に係る経費の計上や公用車の車検に係る経費の計上により、前年度対比〇〇万〇千円増の〇〇〇万〇千円、

次に、「農業者年金事務に要する経費」の総額は前年同額の〇〇万〇千円となっております。

以上、令和4年度浜中町農業委員会予算についてご説明申し上げましたが、概略につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本案につきましては、12月〇〇日開催の農政部会において、承認をいただき、ご提案させていただいておりますことを申し添えいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。
1番、嵯峨委員。

嵯峨委員 素朴な疑問なんですが、収入の部の現況証明手数料のところ、転用とかの手続きでは手数料を取らないのに、なぜ現況証明だけ手数料がかかるのか？

事務局長 現況証明については、浜中町農業委員会費用徴収条例において証明手数料を徴収することとなっておりますので、手数料がかかります。手数料は総会許可後に交付する現況証明書の発行にかかる費用で、転用については申請後に許可書が交付されますが、こちらは農業委員会から交付されるものではないので、そもそも手数料は発生しません。

議長 他に質疑ございませんか？

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

事務局長 日程第9 議案第4号 浜中町農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第4号 浜中町農業振興地域整備計画の変更について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

本案については、令和3年12月〇日付け浜農振で、浜中町農業振興地域整備計画書の変更について、町長より意見照会があったものですが、

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定では、「市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、基礎調査の結果、または経済事情の変動その他の推移により必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と定められており、同法施行規則第3条の2の規定において、「市町村が農業振興地域整備計画を変更する場合には、農業委員会の意見を聴くものとする。」とされております。

今回の変更は、農業用施設の建設に伴う用途区分の変更と農家住宅及び通信用アンテナ建設に伴う農用地区域からの除外を行おうとするもので、先ほど御説明いたしました「経済事情の変動その他の推移」による計画書の変更でございますが、整備計画の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、総会において、変更案について適正であるか否かの協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては、農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第4号の質疑を行います。本案については、〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり適正であると判断することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり適正であると判断し、その旨を記載した回答書を町長に送付することに決定いたしました。

(〇〇委員入室)

日程第10 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程につきましては、1月31日、月曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、1月31日、月曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようなので、次回総会日程については、1月31日、月曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。

これで、第17回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前10時40分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

6番 山下康紀

浜中町農業委員会

7番 谷口正明